

**条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格
審査取扱い基準第11条に規定する資格の承継手続について**

条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準（以下「審査基準」という。）第11条に規定する資格の承継に係る認定の手続きについては、以下のとおりとする。

（承継の要件）

1 審査基準第11条に規定する資格を承継できる場合とは、次に掲げる各号のとおりとする。

（1）個人から法人へ組織変更する場合で、以下のすべての要件を満たしている場合

ア 個人の営業所を廃業すること。

イ 個人の事業主が組織変更後の法人の代表者となること。

ウ 個人の事業主が組織変更後の法人の出資総額又は株式総数の過半数を所有すること。

エ イ及びウの状態を承継認定後1年以上継続すること。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではないこととする。

オ 個人の営業に関する債権債務の組織変更後の法人への引継は、営業の同一性を保つものであること。

（2）個人事業主が死亡、又は高齢等により営業を継続できなくなった場合で、以下のすべての要件を満たしている場合

ア 入札参加資格を譲り受ける者（以下「資格譲受者」という。）が当該個人事業主と同居している親族又は別居している2親等以内の血族であること。

イ 資格譲受者が相続して測量及び設計コンサルタント等業務を営むことに対し、当該個人事業主のすべての相続人が同意していること。

（3）合併、分割又は営業譲渡により和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を有する者から入札参加資格に係る業務の承継を受けた場合

（承継の申請）

2 資格の承継は、第1項各号に掲げる要件を満たす者からの申請により行うこととする。

（承継の申請期日）

3 第1項による申請の受付は、その事由が発生した日から3ヶ月以内とする。

（業務の単位）

4 承継の単位は、業務単位（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建

設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務)とし、業務の単位を分割した承継には対応しないこととする。

(承継の認定)

5 入札参加資格を譲り渡す者(以下「資格譲渡者」という。)から資格譲受者に承継された業務のうち資格譲渡者が和歌山県の入札参加資格を有していた業務の承継を認定することとする。

なお、資格譲渡者は定期資格審査まで資格譲受者に承継させた業務の申請はできないこととする。

(承継の申請書類)

6 承継の認定に係る申請書類は、次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 第1項第1号の承継申請に必要な書類

ア 和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格承継申請書(別記様式第1号)

イ 個人から法人への組織変更に係る誓約書(別記様式第2号)

ウ 役員調書(別記様式第3号)

エ 設立した法人の商業登記簿謄本の写し又は登記事項証明書、定款及び議事録

オ 法人設立後の財務諸表

カ 法人設立前の直近1年度分の財務諸表

(税務申告時に貸借対照表を作成していない場合は、直前1年度分の所得税確定申告書の写しとする。)

キ 資格譲渡者が納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の開廃業等届出書の写し

ク 営業に関し法律上必要な登録証明書等の写し

ケ その他必要と認めるもの

(2) 第1項第2号の承継申請に必要な書類

ア 和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格承継申請書(個人承継)(別記様式第4号)

イ 資格譲受者であることを証明する戸籍謄本(資格譲渡者のもの)

ウ 同意書(別記様式第5号)及び同意人の印鑑証明書

エ 資格譲受者の財務諸表

オ 承継前の直近1年度分の財務諸表

(税務申告時に貸借対照表を作成していない場合は、直前1年度分の所得税確定申告書の写しとする。)

カ 資格譲受者及び資格譲渡者が納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の開廃業等届出書の写し

キ 営業に関し法律上必要な登録証明書等の写し

ク その他必要と認めるもの

(3) 第1項第3号の承継申請に必要な書類

ア 和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格承継申請書（別記様式第1号）

イ 施工実績に係る誓約書（様式第6号）

（資格譲渡者が消滅する場合は、提出不要とする）

ウ 合併、分割又は営業譲渡が確認できる書類の写し

エ 商業登記簿謄本の写し又は登記事項証明書

オ 資格譲渡者の承継業務に係る入札参加辞退届

カ その他必要と認めるもの

附 則

この手続きは、平成21年 3月26日から適用する。

附 則

この手続きは、平成24年12月 3日から適用する。

附 則

この手続きは、令和2年11月16日から適用する。

附 則

この手続きは、令和3年4月1日から適用する。

(様式第1号)

和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格承継申請書

和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を認定された

から 〃 に、営業に関する債権債務を承継する

こととしたので、和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格の承継を承認していただ

きたく、関係書類を添えて申請します。

令和 〃 年 〃 月 〃 日

申請人

(資格譲受者)

所在地

商号または名称

代表者

(資格譲渡者)

所在地

商号または名称

代表者

和歌山県知事 様

(様式第2号)

個人から法人への組織変更に係る誓約書

和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格の承継を申請するにあたり、次に掲げる事項について1年以上継続することを誓約します。

その状態を継続しなかったときは、和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を取り消されても異議ありません。

1 _____ が、 _____ の
(代表社員・代表取締役) であること。

2 _____ が、 _____ の
(出資総額・株式総数) の過半数を所有すること。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

申請人

(資格譲受者)

所在地

商号または名称

代表者

(資格譲渡者)

所在地

商号または名称

代表者

和歌山県知事 様

(様式第 3 号)

役員調書

所在地

商号または名称

代表者

1. 役員調書

フリガナ 氏 名	生 年 月 日	役 職 名

※記載対象者は、取締役（株式会社の役員をいう。）、業務を執行する社員（持分会社の業務を執行する役員をいう。）、これらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等をいう。）です。

監査役、会計参与、監事、事務局長、いわゆる執行役員等は対象外です。

(様式第 4 号)

和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格承継申請書（個人承継）

和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を認定された
が死亡した（高齢により営業を継続できなくなった）ことにより、私
がその営業を引き継ぐこととしたので、和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

なお、当該申請に係るすべての提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

申請人

所在地

商号または名称

代表者

印

和歌山県知事 様

(様式第 5 号)

同 意 書

和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を認定された
が死亡した（高齢により営業を継続できなくなった）ことにより、
がその営業を引き継ぐことについて、
の相続人すべてが異存のないことを連名を持って
同意します。

令和 年 月 日

相 続 人

住 所

氏 名 ⑩

住 所

氏 名 ⑩

住 所

氏 名 ⑩

住 所

氏 名 ⑩

和歌山県知事 様

※印鑑は実印を使用すること。

(様式第 6 号)

施工実績に係る誓約書

和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格の承継に伴い、以下に掲げる業務区分に属する業務の施工実績は、すべて資格譲受者に帰属することとし、今後和歌山県の入札に参加する際に施工実績の提出を求められたときは、資格譲渡者は当該施工実績を自社の実績として提出しないことを誓約します。

承継される業務区分

令和 年 月 日

(資格譲受者)

所在地

商号または名称

代表者

(資格譲渡者)

所在地

商号または名称

代表者

和歌山県知事 様